平成２２年（フ）第８８号
兵庫県尼崎市浜田町１丁目30番地立花ハイム303号
債務者　小田原　忠
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―420号
債務者　本坊　一雄
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２０号
兵庫県尼崎市神田中通３丁目56番地の１　竹馬ビル503号
債務者　瀬戸山　勉
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２８号
兵庫県尼崎市長洲中通２丁目４番28号レオパレスＭＡＲＵＹＡⅡ102号、前住所京都府亀岡市下矢田町４丁目24番１号
債務者　村上　将斗
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７号
鳥取県鳥取市雲山139番地１　第６朝日マンション101号、旧住所鳥取県鳥取市徳吉192番地
債務者　井戸垣克美（旧姓中河）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８号
鳥取県鳥取市南安長２丁目88番地　ソシアクレスト102号、旧住所鳥取県鳥取市吉成1126番地
債務者　西村　隆司
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６号
鳥取県米子市車尾５丁目12番30号
債務者　田中　富男
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１８号
鳥取県米子市車尾３丁目８番26号
債務者　重村　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２９号
鳥取県米子市冨士見町75番地４
債務者　門脇　勝代
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第４４４号
山口県下関市彦島本村町７丁目５番26号
債務者　松冨　志津
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
山口県下関市長府才川２丁目13番45号　菅野アパート、前住所山口県下関市員光町１丁目４番12号
債務者　福岡　増記
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
山口県下関市小月市原町３番９号
債務者　小田壽美子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
山口県宇部市床波４丁目３番15―６号
債務者　壽福　龍男
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３１号
山口県宇部市床波４丁目３番15―６号
債務者　壽福　　豊
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第６１０号
愛媛県松山市新浜町14番14号
債務者　一ノ宮佳子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４２号
愛媛県松山市別府町361番地１
債務者　日野林歌津美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７６号
愛媛県松山市福見川町甲116番地
債務者　別府　光典
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
松山地方裁判所